5　上席主計実地監査官は、命を受けて、前項に規定する事務を処理し、及び主計実地監査官の行う事務を総括する。

6～8　［略］

（企画指導官及び安全管理専門官）

第四十八条　消費・安全課に、企画指導官及び安全管理専門官それぞれ一人を置く。

［1・2　略］

3　安全管理専門官は、消費・安全課の所掌事務に関し、肥料、飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに輸出入植物の検疫、牛の生産段階に係る個体識別に関する情報の収集及び提供に係る専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（開発建設部に置く課等）

第五十九条　開発建設部に、次の十四課及び三室並びに技術検査官四人、防災通信官、災害査定官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、港湾空港技術対策官、港湾空港技術審査官、港湾空港事業執行管理官、用地計画官、用地官及び営繕監督官それぞれ一人を置く。

（技術検査官の職務）

第七十一条　技術検査官は、直轄事業に係る検査並びに入札及び契約の技術的審査（港湾建設課、空港整備課、港湾空港技術審査官及び港湾空港事業執行管理官の所掌に属するものを除く。）に関する事務を行う。

（港湾空港技術審査官及び港湾空港事業執行管理官の職務）

第七十三条の二　港湾空港技術審査官は、開発建設部の所掌事務のうち、港湾等の整備及び保全、空港等に関する国の直轄の土木施設の整備並びに港湾等及び空港等に関する国の直轄の事業についての入札契約手続きに係る技術的審査に関する事務をつかさどる。

2　港湾空港事業執行管理官は、前項に規定する事務を処理し、及び港湾空港技術審査官の行う事務を総括する。

（用地官の職務）

第七十五条　［略］

［条を削る。］

（事務所）

第九十三条　総合事務局の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域	所掌事務	
［略］				
南部国道事務所	那覇市	［略］	沖縄県の地域道路	構造の保全に係る調整、指導及び監督に関すること。
北部国道事務所	名護市	［略］	沖縄県の地域道路	構造の保全に係る調整、指導及び監督に関すること。
［略］				

［項を加える。］

5～7　［同上］

（企画指導官及び安全管理専門官）

第四十八条　消費・安全課に、企画指導官及び安全管理専門官それぞれ一人を置く。

［1・2　同上］

3　安全管理専門官は、消費・安全課の所掌事務に関し、肥料、飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに輸出入植物の検疫に関する情報の収集及び提供に係る専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（開発建設部に置く課等）

第五十九条　開発建設部に、次の十四課及び三室並びに技術検査官四人、防災通信官、災害査定官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、港湾空港技術対策官、港湾空港事業執行管理官、用地計画官、用地官、営繕技術専門官及び営繕監督官それぞれ一人を置く。

（技術検査官の職務）

第七十一条　技術検査官は、直轄事業に係る検査並びに入札及び契約の技術的審査（港湾建設課、空港整備課及び港湾空港事業執行管理官の所掌に属するものを除く。）に関する事務を行う。

（港湾空港事業執行管理官の職務）

第七十三条の二　港湾空港事業執行管理官は、開発建設部の所掌事務のうち、港湾等の整備及び保全、空港等に関する国の直轄の土木施設の整備並びに港湾等及び空港等に関する国の直轄の事業についての入札契約手続きに係る技術的審査に関する事務をつかさどる。

［項を加える。］

（用地官の職務）

第七十四条の二　［同上］

（営繕技術専門官の職務）

第七十五条　営繕技術専門官は、営繕課及び営繕監督保全室の所掌事務に関する技術に関する専門的事項に関する事務をつかさどる。

（事務所）

第九十三条　総合事務局の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域	所掌事務
［同上］			
南部国道事務所	那覇市	［同上］	［加える。］
北部国道事務所	名護市	［同上］	［加える。］
［同上］			